

# 文書館だより

第6号

昭和61年1月



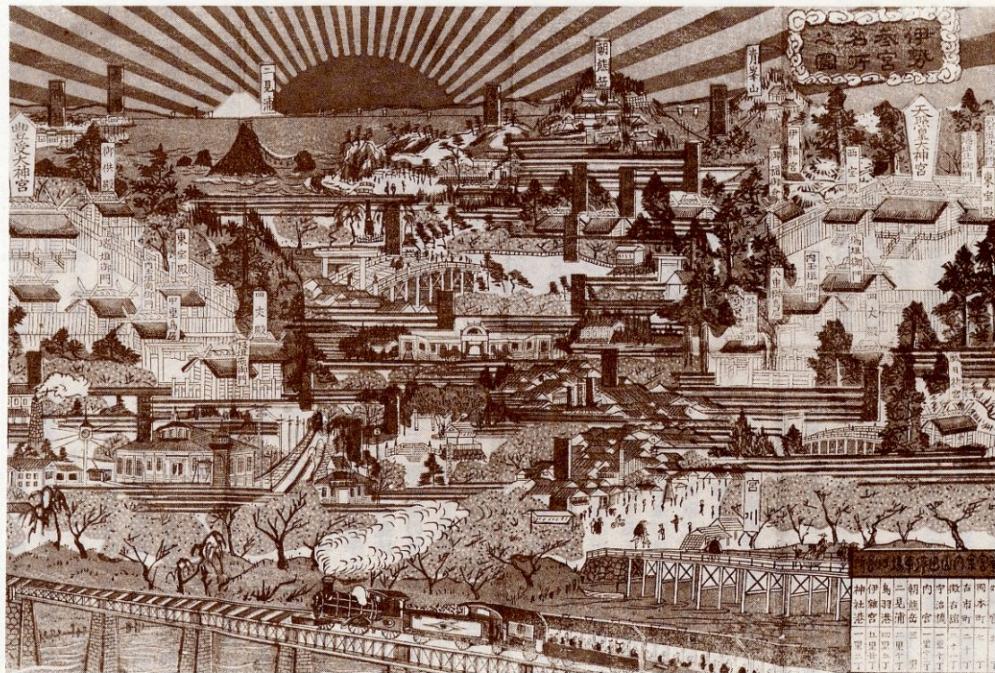
一、上野国と神宮

# 慶安元年三田市兵部と成願寺出入について

群馬県立文書館  
協議会委員 西垣晴次

領がもつとも多く分布していた地域であつたことが知れる。このことは神宮と上野国との交渉が多かつたことを意味する。また、御厨の存在と伊勢信仰の展開が深い関係をもつことは云うまでもない（西

育成されるものである。両者のうち後者は参宮日記の類が地元に残されることもあって注目はされだした。しかし、前者は御師の活動が地元の史料のうちに見



「伊勢參宮名所之図」(藤岡市高山、坂本計三家文書、県立文書館寄託)

え隠れはするが、それだけでは不十分で御師の生活の根拠地である宇治と山田に残る史料について注意する必要がある。

しかし、神宮側の史料も明治四年の御師制度の廃止による御師の没落、戦災の被害と云つたことが重なり、近世に活躍した御師の実状を知るに足る史料は非常に少ない。ここでは、上州を舞台とした慶安元（一六四八）年の外宮の御師三日市兵部と内宮の所在地宇治の成願寺との御祓の配布をめぐる出入について紹介することにしたい。

## 二、上州の伊勢御師

慶安の事件にふれるまえに、上州での伊勢御師の活動状況をみておこう。永正十五（一五二八）年の久保倉道三の「御道者日記」が、上州と伊勢御師のかかわりを示す最初の史料である。道三は表紙に「坂東へ廿二」とし下郷」と記しており、それを信用するなら彼の活動は明応年間に遡る。久保倉は外宮の御師で近世では東上州に接する下野国を旦那場としていた（県史資料七）。続いて永禄年間（一五八六九）の由良成繁と外宮の御師三日市大夫次郎との師禮関係を語る文書の写が神宮文庫所蔵の「三方会合所引留」にみえている。これから中世末には神宮の御師が上州で活動していたことが知られる。

近世の状況を「群馬県史近世史料所在目録」一一二七によりみると、三日市大夫次郎、浦田大夫、上野清大夫、車館大

夫の四軒の御師が上州に旦那場をもつて

いたが、史料上もっと多いのが三日市大夫次郎で、北毛、西毛、中毛の各地域にその名をみることができる（所在目録が東毛地区に及べば、事例は追加されるかもしない）。三日市大夫次郎が延享二（一七四五）年に永代大々神樂千人講を結成するため、吾妻・群馬両郡を中心

廻った時に募金に応じた人間とその金額を記した帳面が神宮御古館に所蔵されているが、吾妻郡で八一ヶ村、三三五六人、金額で一一五両三分一〇〇文に及んで

いる。この千人講の帳面によるなら三日市大夫次郎は北毛、中毛を主たる旦那場としていたことは疑えぬところであり、その活動は中世末に遡るものである。

さて、「所在目録」にみえた御師のうち三日市大夫次郎を除いては、他は全員、宇治に居住する内宮の御師である。明治十一年に旧御師から提出された「旧師職総人名其他取調帳」（神宮御師資料内宮篇）昭和五五年（皇學館大学出版部刊）によると、上野国に旦那場であった御師は泉館大夫、岩井田右近、中川神主、八羽石大夫、佐八神主、梅谷大夫、藤波神主、太郎館大夫、泉奎助大夫、坂三頭大夫、向井館大夫、八幡大夫、上野館大夫、栗谷大夫の一四家であり、「所在目録」にみえる三家を加え、一七家の内宮の御師が上州に旦那場をもつてゐたわけである。

このうち泉館大夫は緑野郡に一村、梅谷大夫と栗谷大夫は山田郡に一村という状態だが、車館大夫は利根、勢多、吾妻、

群馬、那波、碓氷、山田の各郡に計一二七村、上野清大夫も碓氷、群馬、甘楽、片岡、那波、緑野、多胡、新田、勢多、

佐位、邑楽に計三三五村八駅五町の旦那場があつた。三日市大夫次郎をはじめ外宮側の御師では、福島鳥羽大夫が碓氷（二二）甘樂（一）、緑野（一）の計五ヶ

村に旦那場をもつていたことが知られるが、三日市大夫次郎の部分は公刊されていないので、現在はその旦那場の村の全貌は不明である。

## 三、三日市兵部と成願寺出入

慶安の事件は、慶安元年三日市兵部内宮成願寺出入（神宮文庫一門三五三六）と「三方会合所引留」と「三方会合所記録」（同一門三五五八）にみえる。慶安元年十一月、三日市兵部少輔秀満は山田奉行石川大隅にあて五ヶ条にわたる目安を提出した。その第一条は

群馬、那波、碓氷、山田の各郡に計一二七村、上野清大夫も碓氷、群馬、甘楽、片岡、那波、緑野、多胡、新田、勢多、佐位、邑楽に計三三五村八駅五町の旦那場があつた。三日市大夫次郎をはじめ外宮側の御師では、福島鳥羽大夫が碓氷（二二）甘樂（一）、緑野（一）の計五ヶ村に旦那場をもつていたことが知られるが、三日市大夫次郎の部分は公刊されていないので、現在はその旦那場の村の全貌は不明である。

我等古來相伝之擅那所上州へ、内宮成願寺之使僧之由申南寛坊と申山伏罷越、はしめ二三年者仏家之祈禱之札を賦り、扱知音を少々もとめ候て仏家之札を太神宮之御祓になほし、當年などハおびたゞしき躰にて罷越、御祓土産等を取調、我等旦那所へ大形不殘賦り申候、其段旦那中も致迷惑々辞退仕候へ共或ハおどし或ハすかし色々之はかりことを申おして御祓をくはり、帳を付、旦那衆へ判をさせ。我等旦那共を大略奪取申様子にて迷惑奉存候御事と、成願寺の南寛坊と呼ばれる山伏が上州の三日市兵部の旦那所で仏家であるのにかかわらず、御師により賦られる神宮の御祓を御師同様に賦り、旦那所が奪われるという状況を述べ、第二条ではこの南寛坊の行為は、神宮に下された寛永十二（一六三五）年の朱印状で「古来相伝之旦那、以才覚不可奪取事」とされた幕府の政策に反するものだと、反対の論拠を示し、第三条では寛永の朱印状で「參宮之族者、兩宮之内可任其意」と参宮の道者の自由意志によるものだとしたのは、あくまで神宮の地に来た道者のことで、「古來相伝之旦那」に及ぶものではなく、「旦那職之事ハ我々共之懸命之所領」であり、南寛坊と成願寺の行為は認めがたいとし、第四条では

「旦那職之事ハ我々共之懸命之所領」であり、南寛坊と成願寺の行為は認めがたいとし、第四条では先年も出羽国拙者旦那所へ内宮法樂舍又右之成願寺両寺之勧進之山伏罷越、御祓を賦り、旦那に仕付候わん才覚を仕候所々、此方より相改何れも証跡を

取、我等日那所を急度追出し申候、然共尤何方よりも於干今一言も申分も無御座候、加様之先例も御座候御事、と、出羽での同様の事件を実力行使により解決したことを述べ、最後の第五条で内外両宮の御師の間でも且那を奪うことをさけているのに「成願寺修造之勧進之廻國之山伏、才覚次第二むさと御祓をくばり、御初穗を申請、他之且那を心まかせに奪取申作法可在之儀ニ御座候はん哉」とし、成願寺と南覺坊を召出し、この行為を禁止された旨を記している。

三日市兵部の訴えは、山田奉行石川大隅により、奉行所の閑与する問題ではなく、内・外両宮の年寄により処置すべきだとされ、内・外両宮の年寄はその結果を同年の十一月二十九日に奉行所に報告した。

この報告にみえる不法行為として三日市兵部により指摘された内宮六ヶ寺側の主張は、まず寺の札に御祓をそえて配ること、「祓為誰之且那所、修造勧進之願人ハ札ニ御祓を添、古来より勧進仕來り候」と、從来からの行為であるとする。

この寺院側の主張は、「從六ヶ寺之被申分之通ニ候」と両宮の年寄もこれを肯定する。しかし、寺院側の主張はかつての行動様式としては認められるが、時代は変わった。両宮の年寄は、先の文言に統いて「寺修造之勧進ニ御祓賦り儀候不相応ニ候」と、これまでの寺院側の行為を否定し、「六ヶ寺修造勧進之願人之山伏者、其寺々之札を以可罷、請施物候、向後伊

勢山伏之願人ニ曾而御祓くはらせ申間數旨」を「六ヶ寺へ申定候」とする。この兩宮年寄の決定は從來の慣例を否定するものであつたが、彼等は伝統のすべてを否定することはできなかつた。そこで最後に「六ヶ寺持分之旦那所へハ尤御祓賦り可被申候、同持分之外、願人之勧進所へハ御祓くはり被申間敷候事」とする。

一、於路次 禁制  
立、御伊  
ヲ廻事

一、雖為弟子判形不持者、勸進仕事付判  
形借贊之事  
右之條々相背輩、於在之者、急度曲事可  
申付也

この報告にみえる不法行為として三市兵部により指摘された内宮六ヶ寺側の行為を禁止されたい旨を記している。三日市兵部の訴えは、山田奉行石川隅により、奉行所の閲与する問題ではく、内・外両宮の年寄により処置すべしとされ、内・外両宮の年寄はその結果同年の十一月二十九日に奉行所に報告した。

## 慶安元年「三方会合記録」

寛永十七年辰正月吉日法師光慶在判  
この第一条にみられる廻国山伏によ  
ところの御伊勢殿での活動は、勧進が  
たつてのごく一般的なものとして、中世半  
あつては認められていたものである。  
れがここで禁制の対象とされているの  
寺院側の変化を語るものである。寺院の  
勧進許可の印をえずし勧進活動をなす  
伏については、罪科に処すとまで云つ  
いる。山伏（願人）に寺院の統制下に

(四三)に宇治に五九ヶ寺、寛文六(二六六)年に山田に三七ヶ寺とその周辺に多くの寺院があつた神宮にとつて仏教色の排除は至難のことであつた。延宝二(一六七四)年十月には、常明寺がその祈禱札に両大神宮の文字を刷りこんでいたことをめぐり対立がおこる。しかし、基本的には仏教色の排除の方向がおしすすめられていく。

この両宮年寄による判断はさまざまなもの問題を含んでいるよう思う。詳細は別途の論考を必要とするけれども、十七世紀中葉の慶安にいたつて、少くとも神宮側は古代以来の勧進についての観念を変えたということは注目すべきことである。仏教・寺院と神宮側の行為との分離が意識的になされているのである。また神宮側から一括排除された寺院側でも寺院と廻国山伏（願人）との分離が進行していく

らず、近世の神宮にあつての信仰上の近世的秩序の形成過程の一端をうかゞわせるものであつた。

外宮が御祓の銘をめぐつて対立する。寛文十、十一（一六七二）年、三日市帶刀が御祓に「天照丗皇大神宮」と記し、上州沼田の日霧那に配つたことが問題となり、帶刀は閉門となる。寺院・山伏と神宮の対立、内宮と外宮の対立、ともに御祓をめぐつての大争論が、上州を舞台におこったことは偶然とはいえ興味のあることである。

を寛永十七（一六四〇）年に出してゐる。

定は、それが續年の慣習であればあるだけ一度の、あるいは一片の法令だけで消

# 「群馬県民の日」の根拠をさぐる

## 群馬県成立の経緯

第一次群馬県の設置を中心

特集

文書館専門員 石田和男

十月二十八日が「群馬県民の日」に制定され、昨年始めて記念式典や各種の行事が実施されました。そこで、今回はなぜその日が県民の日となったのか、その根拠をさぐる特集を組んで見ました。

大政奉還から明治維新へ、その激動の中で群馬県がどのように誕生したのかについて、文書を中心に述べてみたいと思います。これが郷土への理解と関心を深める一助になればと考えます。

### 一、廃藩置県に至るまで

明治四年七月十四日に廃藩置県が行われました。これは政府の周到な計画のもとに段階的に実施されたのです。

まず、政府は大政奉還のあと、旧幕府の直轄地・旗本領等を府や県に分け、新たに任命にし知県事に治めさせ、各藩の領地はそのまま藩主によつて治めさせることにしたのです。

上野国には慶応四年六月（九月に明治と改称）岩鼻県<sup>1</sup>が置かれ、武藏国西北部と合わせて三十六万余石の旧幕府領が治められました。一方、上野国の藩は当時、前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市・伊勢崎・吉井・館林の九藩<sup>2</sup>がありました。が、その藩主が從来どおり統治しました。このように、この時期には上野国に一

県九藩が併置されていたのです。この段階での各藩は、形式上幕府から天皇の支配下になつただけで実質的な変化はありませんでした。

次に、明治二年一月薩長土肥四藩による版籍奉還が行われると、全国の各藩も見習いました。上野国の諸藩では、まず三月一日に吉井藩、つづいて八日付前橋藩が返還し、三月中にはすべての藩の領地が天皇に返還されました。

これによつて、藩は府・県と同格となり、政府の統制下に編入され、藩主も藩知事となつて形式上は一地方官となつたわけです。しかし、藩知事と住民との間には旧來の主従關係が続いていたのです。

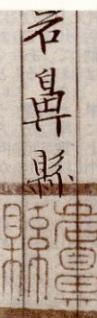
### 二、第一次群馬県の成立

明治四年七月十四日、政府は廃藩置県の詔書を下し、藩の名称を廢して県と称することにしました。これによつて上野國の諸藩も廃され、それぞれ県と改称されました。

當時上野国には前橋藩以下九藩と佐野藩以下十三の国外藩の分領<sup>3</sup>そして旧幕府領等を管轄していた岩鼻県がありました。しかし、吉井藩は二年十二月に廃藩を申し出でて岩鼻県に編入されていました。前橋藩以下八藩がそれぞれ県となり、

岩鼻県とともに九県が併置されることになりました。（国外藩の分領もそのまま県となり、大參事が職務を代行しました。）

今般上野国小幡・伊勢崎・前橋・岩鼻・高崎・沼田・安中・七日市ノ八縣ヲ廃し更ニ其縣ヲ被<sup>4</sup>置、同國利根・吾妻・勢多・群馬・碓冰・那波・甘樂・佐位・片岡・多胡・綠野十一郡管轄<sup>5</sup>被<sup>6</sup>仰付<sup>7</sup>候事但當分同邑楽・山田・新田三郡並ニ元縣ニ管轄他國ニ有之候分モ管轄可致事



岩鼻県印影

この段階での廃藩置県は、藩をそのまま県にしたので全国的には三府三〇二

県が置かれました。これは一挙に中央集権的な統治制度に対することへの危険を避けたためと考えられます。

次に、廃藩に成功した政府は、同年十月二十八日府県の統廃合を布告しました。これによつて上野国の九県はすべて廃され、旧館林県を除く八県が統合されて「群馬県」が置かれることになりました。これが第一次群馬県の成立で「群馬県民の日」の誕生の日にあたるわけです。

群馬県の成立に関する史料は、太政官布告第五五九号<sup>8</sup>ですが、現存している第

一次史料は、「公文錄」や「太政類典」です。ここでは、「公文錄」によって、群馬県の誕生の経緯を追つてみると、群馬県の設置を示す太政官布告は



第一次群馬県印影

但高崎ニ縣廳ヲ被<sup>9</sup>置候事

群馬縣

次に、群馬県が誕生した十月二十八日について考えてみたいと思います。この日は「府縣官制」が公布され、全國の諸県の統廃合が布告された日です。この日

に直ちに県の統廃合を実施したのは本県だけでした。関東各県では十一月十四日が多く他も同月二十日前後が一般的でした。本県より早かったのは、弘前県ほか二県ですが、二県程度の小さな合併でした。

なぜ本県が全国でいち早く県の統廃合を行つたのか、これに関する有力な史料は見当たりません。岩鼻県知事で初代の群馬県権令となつた青山貞の「県庁諸事

日誌<sup>(1)</sup>には、「上野國中拾藩ノ管轄地を合併シテ一縣トナシ高崎ヲ以テ本府ト定メ」という建白書が四年七月に民部省宛に提出されています。その理由として「政府

は郡県の制度を設けたが、数百年来私有としてきた土地を旧藩が知事として治め、家臣が官員となつていての有名無実である。政令を一つにするには藩県を廃止し一州一県にする必要がある」として

この建白書は廃藩置県を促すものと考えられます。が、岩鼻県知事がそれ以前に他県に先がけて県の統廃合を行つた背景にあるように思われます。

県名の由来については、それを立証する史料が見当たりませんが、萩原進氏や山田武麿氏は、奈良時代から上野国にあった群馬郡の郡名に由来するとしています。群馬郡は県のほぼ中心にあって、

国府の所在地でもあったことから推測したものと考えられます。

ところが「この群馬県になるまでに」上野県<sup>(2)</sup>や「高崎県」という案があつたのです。まず、前述の青山貞の建白書の中に「御手初二当岩鼻縣ヲ廢シ上野縣ヲ置キ」とあり「上野縣」の設置を提言しています。しかし、これは建白だけで政府では取り上げなかつたようです。

高崎県<sup>(3)</sup>という案は、「公文錄」によると十月二十日付で「上野國ノ内從前ノ諸縣被廃更ニ高崎縣被置候様仕度」とい出されています。その理由として「政府

官から布告案まで用意されていました。ところが十月二十七日には「高崎縣ヲ群馬縣へ御引直ノ儀ニ付伺」<sup>(4)</sup>が出され、高崎県<sup>(5)</sup>という命名は僅か一週間で取りや

めになりました。その理由については「高崎縣ノ儀云々ノ情実モ有之候」とあるだけで明らかにされていませんが、高崎県という案があつたのは事実です。初代の知事には、岩鼻県知事であつた青山貞が権知事（のち権令・県令となる）として任命されました。彼は越前藩出身で戊辰戦役で活躍し、京都・東京の大参事を経て岩鼻県知事となり、後に奈良・秋田県令や元老院議官を歴任した人物でした。

最後に、県庁の位置について考えてみます。太政官布告に「高崎ニ縣廳ヲ被置候事」とあるように、「元高崎縣厅（旧高崎城に県廳を置き、十一月十九日から執務が開始されました。なぜ藩の石高も上位で城も新しかつた前橋に置かなかつたのか、その事情を伝える史料はありませんが、一般には高崎が中山道の宿駅とし発達してきた城下町で交通に恵まれ、賑わっていたことなどが考えられます。

ところが、翌五年一月に旧高崎城が兵部省に引き上げられることになったので、同年五月太政官の許可を得て前橋への移転を決定したのです。県では六月十日に新県庁への移転を布達<sup>(6)</sup>して十五日から旧前橋城での執務が開始されたのです。以上のような経緯で、十月二十八日に群馬県が誕生したのです。しかし、実際の引渡しは前橋県では五年二月、沼田県でも五月になつてから行わわれています。

明治六年六月十五日、群馬県第一次支庁が置かれましたが、前橋支庁はわずか十五日で高崎へ移されました。明治九年八月二十一日、熊谷県が廃され、旧入間郡分を埼玉県に併合し、旧第一次群馬県と四年以来栃木県の管轄になつた東毛三郡を合わせて、新たに第二次群馬県が設置されました。これが現在の群馬県で、県域は昔からの上野国と一致しています。これは、旧群馬県と入間郡側の民業・旧慣の相違が行政上の支障になつたためといわれています。

初代県令には熊谷県令に昇格した楫取素彦<sup>(7)</sup>が就任し、十七年まで在任して草創期の県政に大きな足跡を残しました。県庁は支庁のあつた高崎に置かれましたが、各課が分散して不便であったため、翌九月二十九日に前橋へ移転<sup>(8)</sup>されました。八月二十一日は全国的に諸県の統廃合が行われ、三府三五県になつたのです。以上のような経緯で中央集権体制をめざす府県制が確立し、「群馬県」もこうした流れの中で誕生したのです。



第一次群馬県庁が置かれた旧前橋城

各県が整理統合されて三府七二県となつたのです。

### 三、熊谷県から第二次群馬県へ

明治六年六月十五日、群馬県第一次支庁が置かれましたが、前橋支庁はわずか十五日で高崎へ移されました。明治九年八月二十一日、熊谷県が廃され、旧入間郡分を埼玉県に併合し、旧第一次群馬県と四年以来栃木県の管轄になつた東毛三郡を合わせて、新たに第二次群馬県が設置されました。これが現在の群馬県で、県域は昔からの上野国と一致しています。これは、旧群馬県と入間郡側の民業・旧慣の相違が行政上の支障になつたためといわれています。

初代県令には熊谷県令に昇格した楫取素彦<sup>(7)</sup>が就任し、十七年まで在任して草創期の県政に大きな足跡を残しました。県庁は支庁のあつた高崎に置かれましたが、各課が分散して不便であったため、翌九月二十九日に前橋へ移転<sup>(8)</sup>されました。八月二十一日は全国的に諸県の統廃合が行われ、三府三五県になつたのです。以上のような経緯で中央集権体制をめざす府県制が確立し、「群馬県」もこうした流れの中で誕生したのです。

（注）は出典・資料であるが紙数の都合で省略した

県庁の置かれた高崎・前橋も属し、昔は

## II 新たに収蔵した文書

### 古文書

文書館主事 小沢 賢二

本年度もたくさんの方々から古文書、記録類が寄贈・寄託されています。これまでに新たに次の文書が収蔵され、当館では順次整理を進めています。

種別	氏名	住所
寄託	田 村 あい子	前 橋 市
久保原 要一	新 治 村	
林 孝 雄	前 橋 市	
猿ヶ京区有	新 治 村	
湯 浅 久 悟	前 橋 市	
小 野 武 男	白 沢 村	
内 山 幹 雄	町	

次に、寄贈・寄託の点数が多く、特色のある林家・田村家の文書について、その概要を述べてみたいと思います。

#### ○ 林孝雄家文書

利根郡新治村字羽場村（現、江戸時代より代々、仙右衛門を襲名、名主をつとめていましたが、質屋を經營し生糸の売買にも力を注ぎました。したがって、林家文

書は地方文書をはじめ生糸の売買にかかる水運資料なども含み、広い分野での活用ができるでしょう。

（昭和六十年十月二十三日、寄託、文



林家文書「吾妻麻貢控に関する書状」



田家文書「工場日誌」

## II 新たに閲覧できる文書

### 行政文書

文書館主事 小暮 隆志

昭和戦前期文書  
一昨年来補修製本等を進めていました。  
昭和戦前期の群馬県文書一、八〇三冊  
(概要は表のとおり)が、昨年十二月より閲覧していただけるようになりました。

昭和六年九月三十日寄贈、文書点  
数四八五点)

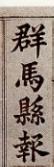
昭和戦前期文書一覧表

項目	冊数(分冊)
達復会事書	36
秘務	8
税計	47
理籍	18
運輸	144
軍事	167
習教	139
衛生	147
川業	61
築務	7
地政	11
土木	99
知事官署	64
農林	222
皇兵	426
大典	27
宗社	225
福祉	669
勸学	737
建法	41
地籍	54
公事	345
	90
計	3,784

一色に染まつていく様子を生の資料で知ることができます。



昭和戦前期文書類の一部



群馬県報第1号

群馬県報は、県が県民に対する命令や指示を県民に伝える方法として発行したもので、主な内容は県令・告示・告諭・訓令甲号・同乙号・工事入札や学校の生徒募集広告・県官吏及び吏員の異

文書館では、紙質の悪化と編綴不備のため、原本を利用することのできない群馬県報の副本化を本年度から年次計画によつて進めています。このうち、本年度分、明治十九年から大正元年までの群馬県報の副本が、本年二月から閲覧していただけるようになります。

群馬県報は、県が県民に対する命令や指示を県民に伝える方法として発行したもので、主な内容は県令・告示・告諭・訓令甲号・同乙号・工事入札や学校の生徒募集広告・県官吏及び吏員の異

# 利用者の 三

## 「群馬県蚕糸業のあゆみ展」に寄せて

「蚕糸業のあゆみ展」を見て

三村 直子

群馬県は昔から蚕糸業で有名だったことは以前から知っていたが、この展示を見て、かつての群馬の蚕糸業が、どのように形で発達し、「蚕糸王国」とまで言われるようになったかについて、詳しく知ることが出来た。

まず第一に明治時代から、日本の産業を支えてきた蚕糸業を推進するのに、群馬の地形が適していたこと、そして、技術革新のために、多くの人が力を尽くしたことが、群馬の蚕糸業が発達した大きな要因だということがわかった。

次に安い賃金で重労働させられた工女のたちの苦労も忘れられない。まだ幼いうち県外から製糸所へ奉公に来て、一日に十四、五時間も働かされた工女の資料もあった。それから、当時の製糸所の様子が詳しく書かれた「工場日誌」というのが、展示されていて、それには生糸の生産量や、工女の実態、欠勤した者など工場内の生活がそのまま書かれてあり、とても面白かった。

その他、群馬の誇りとも言うべき、「富岡製糸所」についての展示もあった。こ

こでも指導者のフランス人の給料と日本工女の給料の差が気になつた。また、工

省略しました)

女の履いているゾウリの高さで工女の等級が分けられていたというのも面白いと思つた。

このように、かつては日本人の産業、貿易の中心として盛んだった蚕糸業も、今はすっかり衰えてしまった。これも、日本人でも着物を着る機会が少なくなつたよう、時代の流れだから仕方はないかも知れない。しかし、蚕糸業が築いた日本の文化と伝統の精神は失はないで、これからも受け継いでいけたら素晴らしいと思う。

(前橋女子高校生)

### 「蚕糸業展」に思う

小林 恭子

(前略) 次に、もう一つ感じたことは、かなり昔の資料がよく原形をとどめたまま残っているものだということだ。今なお、こうして存在するのは、虫や湿氣などに相当気を配ってきたからであろう。

展示室のガラスケースの中にある資料を見ていると、その時代に逆のぼつたようでは自然と興味をそそられた。古い資料を現代にまできれいに保存し、それを次の時代に引き継ぐのは、私たちの大切な役割だと思った。

(前橋女子高校生)

(小林さんの前半は他の人と同じ感想でしたので省略しました)

私の家は三代製糸業を受け継いだ。祖父常吉の時代は、家族ぐるみ座繰りを挽いた。左手で歯車を廻して、右手で添緒、立膝して挽くのであった。足踏みの座繰りは昭和の初め頃流行した。

親爺の代になつて工場製糸の經營に移つた。明治四十一年頃四人共同で工場を創立し、交水社丸交組製糸所となつた。組代表は梅沢恵三郎、角田久吉、鈴木小十郎、小山秋次郎であつた。丸交組製糸所は当初一八五

釜であつたが、昭和五・六年頃には五二二釜に増加した。交水社の傘下には、丸交のほかに共同組代表岡部称平・丸二組(高柳春雄)、丸六組(神山嘉平)、二重丸組(田村作太郎)の五工場が組織され、

一毛町の本社と百軒町の分工場に織糸工場があつた。そのほか附属の小会

社に生皮亭と比須の總処理工場の前橋精練所、その傘下に蛹処理工場の岩神蛹工場、さらに蚕種製造として坂

東蚕業株式会社を持つていた。

私は中学校三年の時父親が病死したため、一層専門の技術を見つける

・三俣工場……交水航機株式会社

・本社工場……(東芝鶴見工場所属)

・一毛町工場……群馬音響株式会社

・開倉庫……(ビクター株式会社所属)

・軍大井町資材工廠

・向町工場……陸軍千住製糸所の疎

・國領工場……長穂維抱合工場(海

・春田工場……(藤倉電線株式会社所属)

十二年頃から操業を再開したが、人絹やナイロンの進出により、交水社株式会社も、営業不振を招き、遂に昭和三十五年十一月会社解散の憂き目を見るに至つた

の扱い等々を教えて貰つた。繭の鑑定は「繭の内に心が入り心の内に繭が入るようとする」といった言葉を今でも覚えている。製糸法についても学校で教わらなかつた独特の製法を見番さんから教わつた。

昭和四年から丸交組百軒町製糸所(工場長的場小六氏)の工場長となりた。しかし、二十年までは製糸貿易の中心として盛んだった蚕糸業も、今はすっかり衰えてしまった。これも、日本人でも着物を着る機会が少なくなつたよう、時代の流れだから仕方がないかも知れない。しかし、蚕糸業が築いた日本の文化と伝統の精神は失はないで、これからも受け継いでいけたら素晴らしいと思う。

昭和四年から丸交組百軒町製糸所(工場長的場小六氏)の工場長となりた。しかし、二十年までは製糸貿易の中心として盛んだった蚕糸業も、今はすっかり衰えてしまった。これも、日本人でも着物を着る機会が少なくなつたよう、時代の流れだから仕方がないかも知れない。しかし、蚕糸業が築いた日本の文化と伝統の精神は失はないで、これからも受け継いでいけたら素晴らしいと思う。

小山 清

### 特別寄稿

## 交水製糸所を回顧して

会社では小僧から修業し、長老の角田

久吉翁から繭の仕入れ方、掛け引、繭の鑑定法、乾燥法、三斗器の秤り方、英斤

十二年頃から操業を再開したが、人絹やナイロンの進出により、交水社株式会社も、営業不振を招き、遂に昭和三十五年十一月会社解散の憂き目を見るに至つた

# 利用者の目



## 展示アンケートから

### 古文書との出会い

阪本 一郎

「前橋の街の歴史が知りたい。」

### 「蚕糸業の歩み展」に思う

小屋多恵子

「蚕糸業の歩み」の特別展を見て、私がまず心をひかれたことは、製糸工女の給料のことである。

「富岡製糸所記」を見ると、フランス人の首長の給料は「月給六〇〇弗、賄料一五〇円」で日本の「等工女の年給二五円の二四倍にもなっている。これが等外工女になると一年九円で、仏人首長の六〇分の一の少なきである。

国の政策が殖産興業だとしても、あまりにもひどいと思う。いかに列強の仲間入りをすべく国力を高めた時代とはいっても、それを支えた底辺の人々の生活は決して豊かではなかつたことを痛感させられた。

これらのことからも、当時の日本の後進性をうかがい知ることができると思う。

また、一般の工場の工女たちは、年令十四・五才が多く、一日十三・四時間も働いても一日十銭程度であったといわれる。これらの群馬の若い工女たちが、当時の日本を背負い、支えていたことを実際に見ることができた。

私たちが学んだ歴史の表面には、縁の下の力持ちであった工女のこととはあまり出て来ない。この展示を見て、ほんの少し歴史の眞実に触れたような気がした。

(前橋女子高校生)



特別展「蚕糸業のあゆみ」の風景

- 解説が親切でわかりやすかつた。
- 展示の配置を考え、コーナー毎に立体的に展示されていて見やすい。

- 歴史的経緯はわかりやすいが、多少コンパクトにまとめすぎた感じがある。
- 冊子の文書は開いてあるページしか見られないもので残念に思う。

- 説明のパネル板の文字が大きく、写真があつたのでわかりやすかつた。
- 展示と講座を組み合わせたのは大変効果的であった。

- 蚕糸業の現状についても簡単に付け足すとより理解が深まると思う。
- もう少し、養蚕・製糸関係の初步的な解説が欲しかった。

- 「前橋の街の歴史が知りたい。」
- 今、私の胸に、この思いが痛切な願いとなつて渦まいている。

- 大量出店は、たちまちにして前橋商圏を席巻した。商店街は、やむなく出店反対に立ち上らざるをえなかつた。抗争数年、街が潰れる。「私達の手でなんとかしなければ」と思った時、気がついた時、中心街の通行量は半減していた。このままでは街が潰れる。「私達の手でなんとかしなければ」と思った時、私は達の胸に、街を守り、郷土をいとおしむ心が、いつか強く芽ばえていた。

- 「前橋の街の昔の姿が知りたい。」
- 今、前橋商店街は、街を活性化しようと、壮大なコミュニケーションマート事業にと

りこんでいる。そのためにも祖先の商人（あきんど）がどのように生きたかを知りたい。祖先の書き残したものと読みた。この切実な願いが私の古文書学習の直接の動機であった。

入門講座五回の講義は、新しい知識を知る喜びの連続だった。あの忌わしい戦争、十年に及ぶ応召により、学究への道を絶たれた痛ましい青春の日を想うつけ、今古希を迎えるとしている私は、人生の長い旅路の果てに、ゆくりなくもめぐりあつた古文書との出会いに、しみじみと生きる喜びをかみしめている。燃えつきて果てなむその日迄、私の胸にそ

の灯は光り輝くだろう。入門講座、ありがとうございました。

（サカモト書店）

- ★講座の持ち方等に関するアンケートの結果は次のとおりです。
- 回数は五回位でよいが七八%。もっと長く十回程度がよいが八八%でした。
- 実施日は日曜日が六八%、つづいて土曜日が三三%でした。
- テキストの分量・内容・難易度とも適当が九七%、分量が多すぎる、時間が短かいという意見も若干ありました。
- 講座に対する意見・感想には、次のようにありました。

- 駅などにポスターを貼つたりして、もつと文書館のPRしたらと思う。
- 相談コーナーを開設してほしい。
- 自分の家にある文書を読めるようになりたい。地元の資料も読みたい。
- 初めての世界で大変楽しく、時間のたつのを忘れてしましました。
- このような文化講座を今後もどんどん計画して下さい。

- いろいろの配慮がされ、館員の皆様が大変親切で気持よく受講できました。
- これを機会に古文書に親しみ気長に取り組んでみたいと思っています。
- 県内にこうした文化内容の深い施設があることは意義深いことです。

### 古文書解読入門講座

### アンケート結果から





# あゆみ

岡市立額部小校長)

★件名カードの活用を

古文書寄贈・寄託者感謝状  
贈呈式  
行政文書一括くん蒸(～14日)

古文書では、みなさんの利用の便を図るために行政文書の目録化を進めています。このたび明治期の行政文書簿冊目録のうち「地方」にあたる分類項目の件名カード(約二万四千枚)の作成が終了しました。

蝦魚の会・古文書同好会学習会継続  
行政文書管理受任・収集作業開始(～13日)

60・11・2 古文書寄贈・寄託者感謝状  
60・11・24 行政文書一括くん蒸(～14日)  
60・11・24 第十一回長期古文書解説講座、田中康雄(文書館古文書課長)第十五回まで

新収蔵文書展(～9・22日)  
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会(神戸市)  
文書調査員会議

60・11・24 第十一回長期古文書解説講座、田中康雄(文書館古文書課長)第十五回まで  
60・11・24 第十一回長期古文書解説講座、田中康雄(文書館古文書課長)第十五回まで

第一回郷土史研究講座、宮崎俊弥(桐生西高校教諭)  
行政文書一括くん蒸(～9日)

60・12・10～12 第十六回長期古文書解説講座、阿久津宗二(主任文書館専門員)



★昭和六十年度長期古文書講座継続  
1月……十二日、十九日、二十六日  
2月……九日、十六日、二十三日  
3月……九日(修了式)

## II 編集後記 II

★「文書館だより」六号をお届けします。今回は文書館協議会委員の西垣晴次氏から論文を寄稿していただきました。また、昨年始めて「県民の日」が制定されましたので、それに関する特集を組み、収蔵文書の紹介は休ませていただきました。

★今回「利用者の目」に多くの寄稿があり、通常の紙面に載せきれず、うれしい悲鳴をあげました。特に、元交水製糸株式会社の社長であつた小山清氏

の存在も次第に知られ、利用も年々増してきていることはうれしいことです。しかし、文書館が教育機関でありながら学校関係の利用がやや少ないのを感じます。今後は、学校の授業等で活用できる資料の紹介を多くしていただきたいと考えています。気軽にご来館いただき、ご活用ください。

★文書館だよりをより親しみやすいものにするために、今後とも文書館に対するご意見・ご感想等をお寄せいただければ幸いに存じます。

## 利用案内

◎開館時間——午前9時～午後5時  
○休館日——月曜日、国民の祝日、月末整理日、年末年始(12月27日～1月5日)、春期特別整理期間(5月13日～5月21日)

60・10・26 蚕糸業のあゆみ(～11・29)  
10まで 特別展「文書にみる群馬県  
田畠(群馬高専教授) 第二回郷土史研究講座、野愬(東工大名誉教授)  
藤恭吉(早大教授) 第四回郷土史研究講座、工農长期古文書解説講座  
田畠(群馬高専教授) 第二回郷土史研究講座、西垣晴次

60・10・22 黒沢・栗崎家  
60・9・8 二月四日～三月十五日、多野・藤岡地区諸家文書展(田口・小林・高橋)  
60・8・24 第二回郷土史研究講座、西垣晴次  
60・8・17 第三回郷土史研究講座、星川武臣(横浜開港資料館)  
60・8・11 第一回長期古文書解説講座  
60・8・10 高橋正彦(慶大教授) 第三回まで

★展示予定  
二月四日～三月十五日、多野・藤岡地区諸家文書展(田口・小林・高橋)  
60・9・8 二月四日～三月十五日、利根・沼沢・石田・小林家)

題字	岡庭征人書
発行	群馬県立文書館
〒	三七一前橋市文京町三丁目二七番二六号
電話	(〇二七二)二一一三三四六
印刷	朝日印刷工業株式会社
電話	(〇二七二)五一一二二二二

60・10・26 郷土史特別講座「富岡製糸工場と工女たち」今井幹夫(富